

いはく「はなはだ痛しとす」といふ。法師また曰はく「斯下賤き王、千遍痛み病め。万遍痛み病め」といふ。時に王の眷属天皇に奏さく「諦鏡法師宇遲を咀ふ。捉へしめてまさに殺さむとす」とまうす。天皇状を知りてなほ忍びて可らず。王三日を経て墨の如くにして卒ぬ。眷属また奏さく「殺す報は、殺して報ゆ。宇遲既に死ぬ。諦鏡を受けて怨を報いむ」とまうす。天皇勅して詔はく「朕れまた法師にして諦鏡もまた僧なり。法師云何にしてか法師を殺さむ。宇遲の災を招くことは諦鏡の咎にあらず」とのたまふ。天皇も鬢髪を剃除り戒を受けて道を行ひたまふ。故に法師に儻比ひて諦鏡を殺さず。狂れる王宇遲邪見太甚しくして護法罰を加ふ。護法無きにあらず。何ぞ恐りざらむ。

觀音の木の像神しき力を示す縁 第三十六

聖武太上天皇の世に、奈良京の下毛野寺の金堂の東の脇士の觀音の頸故無くして断れ落つ。檀主見て、明日に継ぎ奉らむとして、一日一夜を経て、朝に其の頸を見れば、自然づから故の如く継ぐ。しかのみならず光を放つ。誠に知る、理智の法身は常住無きにあらず、信はぬ衆生に知らしめむが為に示す所な

りと。

觀音の木の像火の難に焼けず威く神き力を示す縁 第三十七

聖武天皇の世に、泉州郡の部内に、珍努上山寺に正觀自在菩薩の木の像を居きて敬ひ供る。時に火を失し、其の仏の殿を焼く。彼の菩薩の木の像は、焼かるる殿より一丈ばかり出でて、伏して損はること無し。誠に知る、三宝の色にあらず心にあらざることを。目に見ずといふとも威力無きにあらず。此れ不思議の第一なり。

慳貪に因りて大蛇と成る縁 第三十八

聖武天皇の御世に、詔染京の馬庭山寺に、一の僧常に住む。其の僧命終る時に臨みて、弟子に告げて言はく「我れ死なむ後、三年に至るまで室の戸を開くことなかれ」といふ。然うして死にて後、七々日を経、大なる毒蛇在りて其

二 理法身と智法身。仏身の抽象的ありかた。
三 原文「常住非^レ無」。

第三十七縁 今昔物語集・十六ノ十二に書承。

三 中巻十三縁。四 聖觀自在菩薩。聖觀音。

五 隋代に蔣州の興皇寺の仏殿が火災に遭った時に、仏殿の丈六の銅像が自ら移動して落下する棟を避けたことが、弘明集・十五に見える。

六 原文「非色非心」。諸書にみえる表現。中觀論疏・九末に「若謂仏常、則不能^レ知見、以^レ能^レ見」とある。よろよに解するならば、下文の「雖不見^レ目」への接続が理解しやすい。

第三十八縁 今昔物語集・二十ノ二十四に書承。

七 物惜しみし、むさぼること。諸經要集・十悪部・曠慧縁に引用され、三宝縂序に言及されて有名な説話に、慳貪であつたために死後に毒蛇となつて自分の財を守つた賢長者の説話。

八 奈良市川上町あたりに所在した寺。
九 原文「臨命終時^ニ」。仏典語。

十 「三年」は、小林信彦は、儒教の大祥の習慣を踏まえたものとする。三回忌の仏事の初見

十一 原文「大祥齋が性靈集・六にみえる

十二 小林信彦の指摘があるので、本説話のところにすでに三回忌の仏事（大祥）がおこなわれていた可能性がある。本説話にみえる「三年」は、それに拠るのであろうか。また、「三年」と「七々日」とともに記すのは、十王信仰にもとづくか。三中陰（中陰）の期間を四十九日とする伝承（たとえば瑜伽師地論）に拠る。統紀・天平七年と

本説話での諦鏡の行動を令の規定にかなつたものとみる松浦貞後の説の当否は、不明である。諦鏡に非があるとみた方が説話展開が無理がない。下文によれば本説話は聖武天皇の出家後として時代設定されている。聖武天皇の出家は天平二十一年（西暦680）。宇遲王は天平十年（西暦680）に中務大輔、これは正五位相当の官であるが、天平二十一年当時の宇遲王の位は不明である。三笈のような物か。三法を守護する神々。

五 原文「護法善神」「護法神」ともいう。三 諦鏡。

六 中巻十一縁。二 墓のようなく黒く変して。焼死のような取りさまである。後代の道成寺縁起の「頭を剥除て見れば、僧は骸骨計残て墨のごとし」とみえ、繪がある。

七 中巻三十五縁。ヘ本尊の仏の両側に侍立

八 本尊の仏の両側に侍立

九 本尊の仏の両側に侍立

十 本尊の仏の両側に侍立

十一 本尊の仏の両側に侍立

十二 本尊の仏の両側に侍立

十三 本尊の仏の両側に侍立

十四 本尊の仏の両側に侍立

十五 本尊の仏の両側に侍立

十六 本尊の仏の両側に侍立

十七 本尊の仏の両側に侍立

十八 本尊の仏の両側に侍立

十九 本尊の仏の両側に侍立

二十 本尊の仏の両側に侍立

二十一 本尊の仏の両側に侍立

二十二 本尊の仏の両側に侍立

二十三 本尊の仏の両側に侍立

二十四 本尊の仏の両側に侍立

二十五 本尊の仏の両側に侍立

二十六 本尊の仏の両側に侍立

二十七 本尊の仏の両側に侍立

二十八 本尊の仏の両側に侍立

二十九 本尊の仏の両側に侍立

三十 本尊の仏の両側に侍立

三十一 本尊の仏の両側に侍立

三十二 本尊の仏の両側に侍立

三十三 本尊の仏の両側に侍立

三十四 本尊の仏の両側に侍立

三十五 本尊の仏の両側に侍立

三十六 本尊の仏の両側に侍立

三十七 本尊の仏の両側に侍立

三十八 本尊の仏の両側に侍立

三十九 本尊の仏の両側に侍立

四十 本尊の仏の両側に侍立

四十一 本尊の仏の両側に侍立

四十二 本尊の仏の両側に侍立

四十三 本尊の仏の両側に侍立

四十四 本尊の仏の両側に侍立

四十五 本尊の仏の両側に侍立

四十六 本尊の仏の両側に侍立

四十七 本尊の仏の両側に侍立

四十八 本尊の仏の両側に侍立

四十九 本尊の仏の両側に侍立

五十 本尊の仏の両側に侍立

五十一 本尊の仏の両側に侍立

五十二 本尊の仏の両側に侍立

五十三 本尊の仏の両側に侍立

五十四 本尊の仏の両側に侍立

五十五 本尊の仏の両側に侍立

五十六 本尊の仏の両側に侍立

五十七 本尊の仏の両側に侍立

五十八 本尊の仏の両側に侍立

五十九 本尊の仏の両側に侍立

六十 本尊の仏の両側に侍立

六十一 本尊の仏の両側に侍立

六十二 本尊の仏の両側に侍立

六十三 本尊の仏の両側に侍立

六十四 本尊の仏の両側に侍立

六十五 本尊の仏の両側に侍立

六十六 本尊の仏の両側に侍立

六十七 本尊の仏の両側に侍立

六十八 本尊の仏の両側に侍立

六十九 本尊の仏の両側に侍立

七十 本尊の仏の両側に侍立

七十一 本尊の仏の両側に侍立

七十二 本尊の仏の両側に侍立

七十三 本尊の仏の両側に侍立

七十四 本尊の仏の両側に侍立

七十五 本尊の仏の両側に侍立

七十六 本尊の仏の両側に侍立